

主治医 様

ご多用中のところ恐縮ですが、該当児童生徒についての診断結果についてご記入をお願いします。

### 学校感染症診断書

学校名・学年・組	山鹿市立 学校 年 組
児童生徒氏名	
病名	
診断日	令和 年 月 日
出席停止を必要とする期間	令和 年 月 日から (注1)の期間まで
注意事項その他	

住所

医師名

㊞

保護者 様

主治医様よりこの診断書を受け取られましたら、すみやかに学校へご提出ください。

また、出席停止の期間等については、学校へおたずねください。

(感染症の種類) 学校保健安全法施行規則 第18条

(出席停止の期間の基準) 学校保健安全法施行規則 第19条の定めによる

(注1)

(出席停止の期間の基準)

学校保健安全法施行規則第19条第2項に定める感染症にかかった者については次の期間。

- イ インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで。
- ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
- ハ 麻しんにあつては、解熱した後三日を経過するまで。
- ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
- ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。
- ヘ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。
- ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。

その他の感染症にかかった者については、学校保健安全法施行規則 第19条の定めによる。